

資金管理サービス「ベストバランスコントロール」取扱規定

改定日：2020年4月1日水曜日

改定前	改定後（改定箇所…赤字）
第1条 本サービスの内容 （１）（略） （２）親口座または子口座からの払出しに際しては、当行の普通預金規定または当座勘定規定にかかわらず、普通預金通帳および預金払戻請求書の提出、または当座小切手の振出しは不要とし、当行所定の方法で振替処理を行います。 （３）振替を行った後に、親口座または子口座への入金分について取消しが生じた場合や、または受入れた証券類が不渡りになった場合、当行所定の手続きによりその金額を受入れ口座より引き落としできない場合は、お申込み親口座から、直ちに引き落とし相当額を支払いいたします。この場合、親口座からの払出しに際しては、当行の普通預金規定または当座勘定規定にかかわらず、普通預金通帳および預金払戻請求書の提出、または当座小切手払出しは不要とします。（ただし、本規定は子口座への請求を妨げるものではありません。） （４）親口座（当座預金）から子口座への振替に際しては、当行は親口座の残高（当座貸越を利用できる場合はその範囲を含む）にかかわらず振替を行うことができます。親口座の残高（当座貸越を利用できる場合はその範囲を含む）を超えて振替を行った場合には、親口座名義人が直ちに当行に不足金を支払ってください。不足金に対する損害金の割合は年14%（年365日の日割計算）とし、当行所定の方法によって計算します。 （５）～（７）（略）	第1条 本サービスの内容 （１）（略） （２）親口座または子口座からの払出しに際しては、当行の普通預金規定または当座勘定規定にかかわらず、普通預金通帳および預金払戻請求書の提出、または当座小切手の振出しは不要とし、当行にて振替処理を行います。 （３）振替を行った後に、親口座または子口座への入金分について取消しが生じた場合や、または受入れた証券類が不渡りになった場合、その金額を受入れ口座より引き落としできない場合は、お申込み親口座から、直ちに引き落とし相当額を支払いいたします。この場合、親口座からの払出しに際しては、当行の普通預金規定または当座勘定規定にかかわらず、普通預金通帳および預金払戻請求書の提出、または当座小切手払出しは不要とします。（ただし、本規定は子口座への請求を妨げるものではありません。） （４）親口座（当座預金）から子口座への振替に際しては、当行は親口座の残高（当座貸越を利用できる場合はその範囲を含む）にかかわらず振替を行うことができます。親口座の残高（当座貸越を利用できる場合はその範囲を含む）を超えて振替を行った場合には、親口座名義人が直ちに当行に不足金を支払ってください。不足金に対する損害金の割合は年14%（年365日の日割計算）として計算します。 （５）～（７）（略）
第2条 届出事項 （１）～（２）（略） （３）「申込書」および「口座届」の届出事項の内容に変更がある場合には、当行所定の書面により、直ちにお取引店にお届けください。この届出の前に生じた損害について当行は責任を負いません。	第2条 届出事項 （１）～（２）（略） （３）「申込書」および「口座届」の届出事項の内容に変更がある場合には、「申込書」または「口座届」により、直ちにお取引店にお届けください。この届出の前に生じた損害について当行は責任を負いません。
規定なし	第8条 規定の変更 民法548条の4の規定により、金融情勢の状況の変化その他相応の事由があると認められる場合には、当行は、変更内容および変更日を当行ウェブサイト上に掲載、その他相当の方法で周知することにより、この規定の各条項その他の条件を変更できるものとします。この場合、変更日以降は、変更後の規定を適用するものとします。